

# 発進準備機への給油「違憲」

## 大森元法制局長官が指摘

安全保障関連法案を審議する参院特別委員会は8日、参考人質疑を行った。大森政輔・元内閣法制局長官は、他国軍への後方支援として政府が新たに認める発進準備中の航空機への給油について、他国の武力行使との一体化に当たり「違

憲」と指摘した。大森氏は1996～99年に内閣法制局長官を務め、現行の周辺事態法の作成時に政府内で「発進準備中の航空機への給油」が盛り込まれなかった経緯を説明。「(内閣法制局の)参事官は『典型的な一体化事例で

認められない』と何度も言いつづけた。当時(給油を)強く主張したのは外務省」と述べ、内閣法制局が憲法上疑義があることを示していたことを明かした。その上で、大森氏は「憲法上認められないことにすると未永く判断が尾を引くので、表面上は(米軍からの)ニーズがないからということになったのが真相だっ

た」と語った。今回、周辺事態法を改正する重要影響事態法案などの関連法案では、他国軍への後方支援について「現に戦闘行為が行われていない

現場」では発進準備中の航空機への給油も可能となる。政府は「武力行使との一体化」にあたらず、合憲と主張している。  
(石松恒)

## 参考人質疑 (略歴と発言) 8日@参院特別委

安保関連法案に反対する方々の主張は、安全保障の本質を理解せず、冷戦後の世界の変化を考慮しない机上の空論だ。戦争の抑止に失敗すれば悪意の勢力は勢いづく。あらゆる事態に対応できる法的枠組みが必要だ。戦争の形態が変化した21世紀に憲法学者は古い憲法の解釈に固執する。しかし、現行法では対応できない危機が生まれている。観念論だけでなく、現実に即した政治判断が必要だ。

自己保全のための自然的機能に基づく個別的自衛権と、他国防衛を目的とする集団的自衛権は本質的な差異がある。憲法9条の下でいずれの場合も武力行使を許容できると判断するのは、内閣の独断で閣議決定でなしうる範疇を超えた措置で無効と解すべきだ。砂川判決から集団的自衛権行使を許容する最高裁の意図を読み込むことは暴論で、内閣法制局が是正しなかったのは任務の懈怠(怠慢)だ。

中国の台頭など新しい領域の拡大こそ、確固とした安保法制を策定しなければならぬ最大の根拠だ。グレーゾーン事態への対応のほか、朝鮮半島有事などを念頭においた周辺事態での日米協力や集団的自衛権の限定行使。さらに、国際平和協力における自衛隊の役割の国際標準化など、切れ目のないシームレスな対応を目指す制度構築の試みが安保法制の最大の目的であり、強く賛同する。

憲法の枠内で政策を実行することが立憲主義の本質的要請だ。憲法を無視して安保法制を進めることは、立憲民主主義国家としては到底あり得ず、直ちに廃案にすべきだ。憲法は、国民が国家権力を制御するための道具。戦争をさせないために憲法9条をおいた。憲法改正の手続きをとらず、集団的自衛権の行使を内閣の憲法解釈の変更で可能にすることなど、明確に立憲主義に反することだ。

## 注目! 安保国会



立命館大客員教授  
みやけ  
**宮家 邦彦氏**

(与党推薦)

元外務省中東アフリカ局参事官。安倍首相の私的諮問機関「21世紀構想懇談会」のメンバーを務めた。



元内閣法制局長官  
まさすけ  
**大森 政輔氏**

(野党推薦)

法務省参事官などを経て、96～99年内閣法制局長官。安保法制に反対する国民安保法制懇のメンバー。



慶応大准教授  
**神保 謙氏**

(与党推薦)

専門は国際安全保障。東京財団上席研究員、キャノングローバル戦略研究所主任研究員などを兼任。



弁護士  
**伊藤 真氏**

(野党推薦)

「一票の格差」問題で発言を続ける。司法試験予備校塾長や日弁連の憲法問題対策本部副本部長も兼任。

9/9  
土曜日